議員案第4号

佐野市議会委員会条例の改正について

佐野市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和7年10月1日提出

提出者 佐野市議会議員 早 川 貴 光 賛成者 佐野市議会議員 長 浜 成 仁 慶野 常 IJ 夫 洋 子 IJ 滝 田 澤田 裕之 IJ 小森 隆一 IJ **蓮** 原 政 夫

佐野市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐野市議会委員会条例(平成17年佐野市条例第228号)の一部を次のように改正する。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「文書で」を削る。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を 「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項 を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により 行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、 同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長 が定めるものをもって代えることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会に係る手続きのオンライン化に関する規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議員案第4号参考資料

佐野市議会委員会条例の改正案 新旧対照表

ニー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー	
現	改 正 案
(意見を述べようとする者の申出)	(意見を述べようとする者の申出)
第24条 (略)	第24条 (略)
	2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、
	<u>委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力</u>
	装置を含む。以下この項において同じ。) とその通知の相手方の使用に係る電子計算機
	とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用
	<u>する方法により行うことができる。</u>
(公述人の決定)	(公述人の決定)
第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述	第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述
人」という。)は、 <u>あらかじめ文書で</u> 申し出た者及びその他の者のうちから、委員会に	人」という。)は、 <u>前条の規定によりあらかじめ</u> 申し出た者及びその他の者のうちか
おいて定め、議長を経て本人にその旨を通知する。	ら、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。
2 あらかじめ文書で申し出た者のうちに、その案件に対して、賛成者及び反対者がある	2 あらかじめ申し出た者のうちに、その案件に対して、賛成者及び反対者があるとき
ときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。	は、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。
(代理人又は <u>文書</u> による意見の陳述)	(代理人又は <u>文書等</u> による意見の陳述)
第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は <u>文書で</u> 意見を提示することができな	第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用
い。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。	<u>する方法により</u> 意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合
	は、この限りでない。
(記録)	(記録)
第30条 (略)	第30条 (略)
2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名につい	
ては、法第123条第3項の規定を準用する。	

<u>3</u> <u>前2項</u> の記録は、議長が保管する。	2 前項の記録は、議長が保管する。
	3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところに
	より、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては
	認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用
	に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定に
	よる署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であ
	って議長が定めるものをもって代えることができる。